

2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)

協賛 公募要領

2027年国際園芸博覧会(以下、「GREEN×EXPO 2027」という。)は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

このたび、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)は、協賛を共創事業の一つと位置づけ、協賛の募集を通じてGREEN×EXPO 2027の魅力を共に高めるとともに、「幸せを創る明日の風景」の実現を共に目指す共創パートナーを募ります。

GREEN×EXPO 2027における協賛は企業・団体等の皆さまと対話をしながら進める「プロジェクト協賛」と、博覧会で求められる物品・役務等を企業・団体等の皆さまのご協力により充実させる「一般協賛」とします。

「プロジェクト協賛」はGREEN×EXPO 2027で行う事業のなかから、博覧会の魅力をより一層高めるため、企業・団体等の皆さまとの対話を通して事業(プロジェクト)を共創するものです。「プロジェクト協賛」に参加する企業・団体等の皆さまには、プロジェクトに必要な資金・物品・役務等の提供に加え、基盤となるコンテンツの魅力を向上させ、多様な方々に訴求するための対話にご参加いただきます。

「プロジェクト協賛」や「一般協賛」への参加を通じて、皆様がお持ちの理念・技術・社会貢献の成果を多数の来場者へプロモーションするとともに、「自然・人・社会が共に持続するための最適解」を共に見出す機会としていただきたく、積極的なご参加をお待ちしております。

1 協賛の概要

GREEN×EXPO 2027における協賛は「プロジェクト協賛」と「一般協賛」の2種類を設定します。

(1) プロジェクト協賛

「プロジェクト協賛」は博覧会に求める要素に関連する取組が実施可能な企業・団体等の皆さまとの対話を通して、GREEN×EXPO 2027のコンテンツを共創する協賛制度です。

「プロジェクト協賛」では、資金・物品・役務の提供に加えて、参加いただく企業・団体等がお持ちの理念や技術を協会が理解し、GREEN×EXPO 2027の背景を踏まえながら、コンテンツを共創します(具体的な共創の方法についてはプロジェクトごとに異なります)。

(2) 一般協賛

一般協賛はGREEN×EXPO 2027を共に創り上げるための物品・役務を具体的に示し、企業・団体等のご協賛をいただく制度です。

2 プロジェクト協賛で募集する内容

プロジェクト協賛では、当協会が求める要素に関する企業・団体等の皆さまからのご提案を基

にプロジェクトを設定し、皆様との共創を行います。

現在進行中のプロジェクトは別添資料にて公開しています。

また、他のプロジェクトについては、枠組みが決まり次第、随時追加していく予定です。

(1) 博覧会の理念実現に資するもの

地球課題の解決に向けた体験・実践を通じて、意識・行動変容を促すことを目的とした GREEN×EXPO2027を具現化する取組として、特にカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ等(以下、「CN・CE・NP」という。)に関連する多様な活動を求めます。

(2) 博覧会への機運を高め、参加を促進するもの(会期中の来場を含む)

博覧会の認知度を高め、機運を醸成するとともに、会期前から多様な主体の参加を促進する取組を求めます。

(3) 協会が実施する事業の魅力向上に資するもの

協会が実施する展示・催事等の魅力を向上させるため、展示・催事体験の創出、賑わい創造の向上に関連する取組を求めます。

(4) 博覧会の安全性・快適性向上に資するもの

博覧会への来場から、場内での体験に至るまで、来場者が安全で安心し、快適に過ごせるような取組を求めます。

3 一般協賛で募集する内容

今後公表する「一般協賛募集リスト」をご確認ください。

4 協賛の方式

以下のいずれかの方式で資金・物品・役務をご提供いただきます。なお、物品には施設等の不動産を含みます。

また、GREEN×EXPO 2027の理念に基づく、CN・CE・NPに関連する協賛や、アクセシビリティの向上に資する協賛を期待しています。

(1) 資金提供 ※プロジェクト協賛のみ

個別のプロジェクトにおける魅力向上に資する資金をご提供いただきます。

(2) 物品提供

GREEN×EXPO 2027で必要とする物品等の現物を無償でご提供いただきます。所有権は協会に帰属します。

(3) 役務提供

GREEN×EXPO 2027で必要とする技術やサービス、人員等を無償でご提供いただきます。必要に応じて別途ライセンス契約等を締結します。

(4) 無償貸与

GREEN×EXPO 2027で必要とする施設や物品等を協賛者所有のまま無償で貸与いた

できます。会期終了後は、協賛者において回収のうえ、販売や再利用等をお願いします。

5 協賛規模の算定方法

物品・役務の協賛規模は金銭換算に基づいて算定し、原則として定価を用います。定価の提示が難しい場合は、見積事例などを示す資料のご提供をお願いします。詳細については、別途協議の上で対応します。

- ※ 物品等の納品や無償貸与の場合、納入・設置・撤去・回収等にかかる費用は、原則として協賛者にご負担いただきます。なお、納入・設置・撤去・回収等にかかる費用も金銭換算の対象とします。
- ※ 当協会が善良な管理者の注意をもって管理を行っている場合、貸与期間中(輸送期間を含む)に対象物品等が紛失・破損・汚損等が生じても、当協会は弁償等を行いません。懸念される場合は、保険等にご加入ください。なお、当該費用も金銭換算の対象とします。
- ※ 協賛内容が物品の提供であり、提供物品に瑕疵が存在していた場合、原則として、自己の負担において遅滞なく回収・交換・補修等を行っていただきます。

6 協賛にあたり考慮いただきたい事項

(1) 「サステナビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、気候変動対策や生物多様性等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GXの実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。さらに、本博覧会における仮設建築物は、環境に配慮された「GREEN サーキュラー建築」とします。

このため、物品・役務をご提供いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、持続可能性に配慮していただくようお願いします。

- ※ 「サステナビリティに関する取組み」については、協会ホームページをご参照ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

(2) 「アクセシビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うこととしています。

このため、物品・役務をご提供いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、アクセシビリティに配慮していただくようお願いします。

※「アクセシビリティの検討状況」については、協会ホームページをご参照ください。

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240913/

7 各種法令・規則等の遵守

協賛者は、協賛に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

また、GREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO 2027の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン(今後順次公表予定)、アクセシビリティ・ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。

8 協賛者への特典

協賛者には、参加形態・規模に応じて、次に掲げる特典の一部又は全部を提供する予定です。特典の範囲や利用方法、その他の詳細については、個別にご案内いたします。

(1) 呼称権

GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)との関わりを示す呼称を表示する権利(ただし商品への使用は除く)

(例) プロジェクト協賛の場合: GREEN×EXPO 2027 ○○パートナー

一般協賛の場合: GREEN×EXPO 2027 ○○サプライヤー

呼称(協賛ランク)

ご協賛金額 (税抜)	プロジェクト協賛 (資金・物品・役務)	一般協賛 (物品・役務)
10億円以上	ダイヤモンドパートナー	—
5億円以上	プラチナパートナー	
3億円以上	ゴールドパートナー	
1億円以上	シルバーパートナー	
1千万円以上	ブロンズパートナー	
1千万円未満	パートナー	サプライヤー

(2) 会場内名称表示権

(例) プロジェクト協賛の場合: 社名等を提供物品や協会が用意する媒体へ表示する権利

一般協賛の場合: 社名等を提供物品へ表示する権利

(3) 公式ロゴマーク・キャラクター使用権

公式ロゴマーク・キャラクターを下記のものについて使用する権利

【使用例】

ア 自社使用品

- ・ 職員が使用する名刺
 - ・ 組織全体で共通に使用する封筒
 - ・ 社員証等の社内で使用するIDカード
- ※ 現時点で景品や頒布品として使用することはできません。景品や頒布品として使用された場合は、必要な使用料がかかる場合がありますのでご注意ください。

イ 企業・団体広告

企業・団体のイメージ広告(本博覧会への出展に関することや、社会貢献活動などの周知を目的とする広告)

※ 商品やサービスの周知・販売促進につながる広告は「一般商品広告」となり、その扱いについては別途ご案内します。

(4) 式典等への招待

主催者が開催する式典等への招待

※特定の協賛ランクのみ

(5) プロジェクト協賛独自特典

プロジェクトおよび協賛内容ごとに設定する特典

9 参加手続

(1) 参加資格

協賛者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体等であることが必要です。原則、個人からの申込は受け付けません。

ア 申込に関する責任者が2024(令和6)年12月26日時点で18歳以上であること。

イ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

エ 国土交通省(本省又は関東地方整備局)、農林水産省(本省)、神奈川県又は横浜市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者。

※ 参加資格の確認の詳細は別途様式にて定めます。

(2) 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として協賛参加申込をするときは、各構成員が(1)に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

【複数の企業・団体等による参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ(団体)を統括する委員会・出展参加者会、企業同士の共同企業体等からの参加申込等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付し

てください。

(3) 申込書提出

ア 受付期間

プロジェクト協賛:各プロジェクトの協賛募集概要公表日から

一般協賛:一般協賛公募リスト公表日から

※ 原則として、募集内容が充足し次第、受付終了とします(必要に応じて募集締切を提示します)。

※ 郵送の場合、申込受付締切日の消印があるものまでを有効とします。

イ 提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ原則として、電子メールにて提出してください。電子メールでご提出いただくことができない場合に限り、郵送でも受け付けます。レターパックや配達証明等、協会に配達されたことが把握可能な郵送方法を推奨します。

◇送付先: To 各課(プロジェクト協賛募集概要又は一般協賛公募リストに記載)
CC 事業企画課(sponsorship@expo2027yokohama.or.jp)

◇件名: 【送付】協賛にかかる提出書類について(企業・団体名)

◇住所: 〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13松村ビル本館

※ 電子メールの設定について、11をご確認ください。

(4) 提出書類

ア 下記の【申込に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

イ 各様式は協会ホームページからダウンロードしてください(郵送による提供は行いません)。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

ウ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。

エ 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し、提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

オ 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、協賛参加資格を失うことがあります。

カ 一度提出された提出書類の訂正及び差替等は認めません(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合は除く)。

【申込に必要な書類等】

①2027年国際園芸博覧会 協賛参加申込書(様式1)

②登記事項証明書(なお、権利能力なき社団の場合は、協会が定める書類をご提出いただきます。)

③誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式2)

④複数の企業・団体等での参加申込の場合:構成員届出書(代表構成員)(様式3-1)

⑤複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員届出書(代表構成員以外)(様式3-2)

⑥複数の企業・団体等での参加申込の場合：構成員の関係を説明する資料(団体規約・相関図等)

⑦持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式4)

※ 複数の企業・団体等での申込の場合、②、③は代表構成員に関する書類を提出してください。ただし、必要に応じて各構成員に関する書類の提出を求めることがあります。

※ ⑦についてはPDF化せず、Excelファイルでご提出ください。

(5) 質問受付

質問は随時受け付けます。

ア 提出方法

「2027年国際園芸博覧会 協賛参加」質問票(様式5)に質問内容を記載し、当協会へ電子メールで提出してください。

◇件 名：【質問】2027年国際園芸博覧会 協賛(企業・団体名)

◇アドレス：To 各課(プロジェクト協賛募集概要又は一般協賛公募リストに記載)
CC 事業企画課(sponsorship@expo2027yokohama.or.jp)

※ 電子メールの設定について、11をご確認ください。

イ 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、申込にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/>

これによる追加掲載事項は、本公募要領の一部となり、すべての協賛者に適用される場合がありますので、随時ご確認ください。

(6) 提出の確認

各提出書類が送信された電子メール宛てに当協会から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。当協会からの返信メールが届かない場合は、電話で次の時間帯に問い合わせてください。

◇電話番号：事業企画課(045-307-2049)

※ 電話受付時間：平日(土曜日、日曜日、祝日を除く)9時から17時まで

(7) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、協賛者の負担とします。

10 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。

随時	プロジェクト協賛募集概要資料、一般協賛公募リスト公表 参加申出受付開始
各プロジェクト・項目別	原則として、募集内容が充足し次第 締切

（必要に応じて募集締切を提示）
随時 審査・（決定した場合）契約

11 その他

- (1) 当協会からの連絡は、原則として電子メールとします。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、申込者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。

参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

<ドメイン> expo2027yokohama.or.jp

- (2) 当協会から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限りPC等で受け取れる電子メールをご使用ください。

12 特記事項

本募集要項に記載のすべての内容は2025年2月14日時点での計画内容となります。
今後の状況により変更・修正することがあります。

◇協賛制度に関する問い合わせ先

（個別の協賛内容については担当課へお問い合わせください。）

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 事業部 事業企画課 協賛担当

住 所：〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館4階

E-mail: sponsorship@expo2027yokohama.or.jp

電話番号: 045-307-2049

※電話受付時間: 平日（土曜日、日曜日、祝日を除く）9時から 17 時まで